

政策手段

主な施策対象

低額所得者

特定のニーズへの対応
(離職者、高齢者、障害者など)

市場環境整備・市場誘導

○ 入居の円滑化のための枠組みの整備

低額所得者、高齢者、障害者などの民間賃貸住宅への円滑な入居を促進

現物支給

住宅供給

○ 公営住宅制度

住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸等することにより、居住の安定を確保

[事業主体]
都道府県及び市町村（自治事務）
[対象]
地方公共団体が収入等の入居者資格を条例により規定。
例：収入分位25%以下
原則、同居親族がいること
※ 離職者向けの提供等も実施。
[実績]
管理戸数：約217万戸（H22年度末）
応募倍率：8.9倍（H22年全国平均）

○ 公的賃貸住宅（地域優良賃貸住宅等）

民間市場で住宅確保が困難な世帯に賃貸住宅を供給

[事業主体]
民間事業者、地方住宅供給公社、など
[対象]
高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯など
[実績]
戸数：約125万戸（H20年度）

福祉施設等の供給

○ 無料低額宿泊所

生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所等を利用させる施設

[事業主体]
社会福祉法人等
[対象] 生活困窮者
[実績]（H22.6月末時点）
施設数：488箇所
入所者数：14,964人

○ ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）

[事業主体]
都道府県又は市町村（自治事務）
[対象]
ホームレス又はホームレスに陥るおそれのある者
[実績]（H24.2月時点）
設置数：68施設
定員：2,166人

その他、それぞれのニーズに応じた施設等を供給
例：
・特別養護老人ホーム（高齢者）
・グループホーム（障害者）
など

現金給付

○ 生活保護（住宅扶助）

資産・能力等あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を図る。

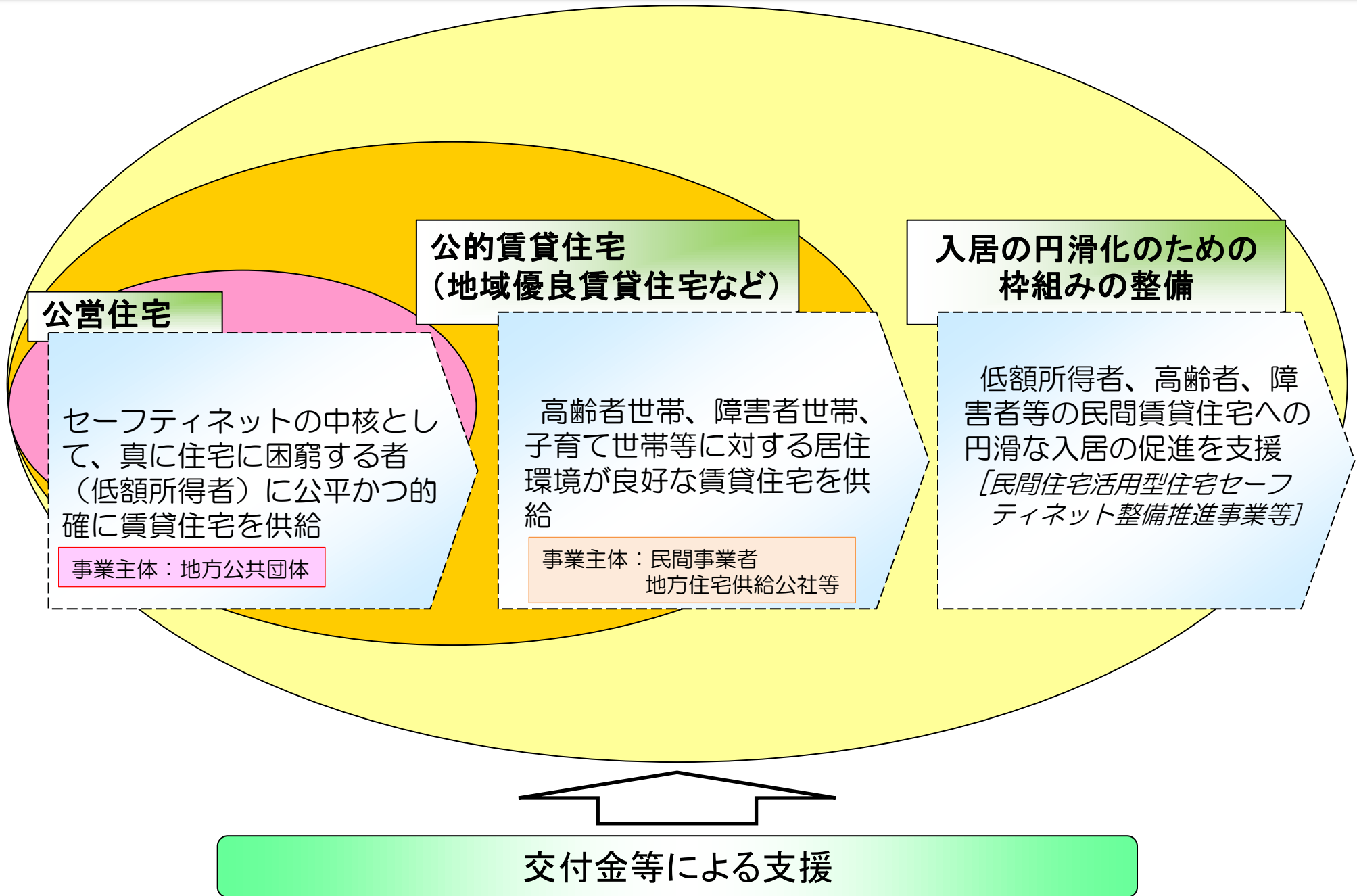
※一部現物支給もあり
[事業主体]
都道府県、市、福祉事務所を設置する町村（法定受託事務）
[対象]
生活保護受給者
[実績]（H24.2月時点）
支給世帯数：127万世帯

○ 住宅手当

離職者が安心して就職活動ができるよう、費用を支給
※緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充実施分）：H24年度まで

[事業主体]
都道府県、指定都市、中核市等（自治事務）
[対象]
平成19年10月以降に離職した方で、
①現在、住居がない方
②住居を失うおそれがある方
[実績]（H24.3月時点）
受給者数（推計）：約9千人
※敷金・礼金等の貸付制度（限度額40万円）あり（社会福祉協議会）

重層的な住宅セーフティネットについて



公営住宅制度について

国と地方公共団体が協力して、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で供給するもの

1. 供給・整備について

◆ 都道府県及び市町村は地域の住宅事情に留意して供給

自治事務

◆ 国は供給する地方公共団体を財政的に支援

建設費用の概ね45%等を社会資本整備総合交付金等により支援

◆ 省令で規定した基準を参酌し、条例等で定める基準に従って整備

← 地域自主性一括法施行*前は国において整備基準を策定

※ 地域自主性一次一括法は平成24年4月から施行

2. 入居者について

◆ 入居収入基準及び住宅困窮要件を充足するものであること

[入居者資格について]

- ・ 入居収入基準：収入分位50%を上限として、政令で規定する基準（収入分位25%）を参酌し、条例で設定
- ・ 住宅困窮：住宅に困窮する者であること

← 地域自主性一括法施行*以前の入居者資格

- ・ 同居する親族がいること（障害者・高齢者等を除く）
- ・ 原則として、収入分位25%以下の収入であること
- ・ 住宅に困窮する者であること。

◆ 収入は入居者からの申告に基づき事業主体が毎年度認定

◆ 入居に当たって、保有資産は反映しない。

3. 家賃について

◆ 家賃は、入居者の家賃負担能力と個々の住宅の便益に応じて補正する「応能応益制度」に基づき、地方公共団体が決定

家賃軽減措置に要する費用の概ね45%を社会資本整備総合交付金を通じて助成

4. 管理戸数、応募倍率等について (出典) 国土交通省調べ

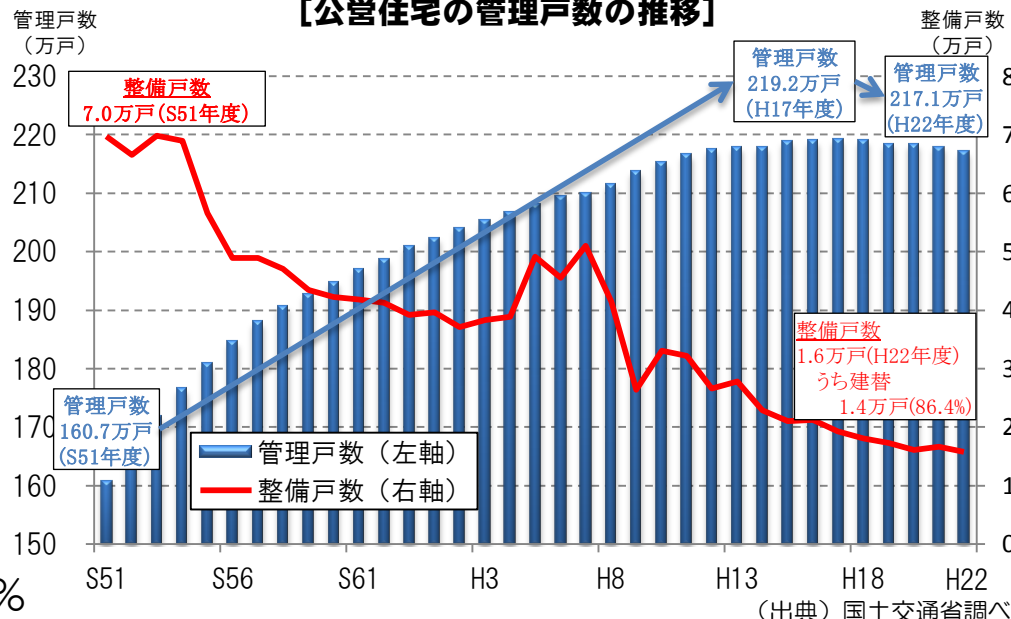
【公営住宅管理戸数 (H22年度末)】 2,170,649戸

【応募倍率 (H22年度・全国平均)】

8.9倍 (東京都29.8倍、大阪府17.6倍)

【収入分位10%以下の世帯の入居割合 (H22年度末)】 74.4%

【公営住宅の管理戸数の推移】



公的賃貸住宅（地域優良賃貸住宅等）及び民間賃貸住宅について

地域優良賃貸住宅について

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進。

1. 供給・整備について

- ◆ 都道府県等の認定を受けた供給計画に基づき、民間事業者等が地域優良賃貸住宅を整備。

供給計画の認定基準として、規模・構造・設備棟を一定水準以上とする要件を設定。

- ◆ 地方公共団体は当該民間事業者等に対し整備費用を支援（国は地方公共団体を支援）

間接補助：地方公共団体が建設等費用を支援する場合は国はその費用の概ね45%を社会資本整備総合交付金により支援。

2. 入居者・家賃について

- ◆ 入居者は、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等とする。
- ◆ 地方公共団体が事業主体に対し家賃低廉化助成をする場合は、国もその費用の一部を支援。

以下の①又は②に該当する者を対象として、地方公共団体が事業主体に対し家賃低廉化助成を行う場合は、国はその費用（1世帯あたり4万円を上限とする）の概ね45%を社会資本整備総合交付金により支援。

①収入分位が40%以下である高齢者世帯、障害者世帯又は小学校就学前の子供がいる世帯等 ②収入分位25%以下の低額所得者

民間賃貸住宅の活用について（民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業）

民間賃貸住宅の空家を、耐震改修・省エネルギー改修又はバリアフリー改修などを行い、有効に活用することにより、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等向けの賃貸住宅を供給。

- ◆ 民間事業者は、既存住宅を改修し以下の要件を満たす賃貸住宅を供給。
- ◆ 国は、民間事業者の行う耐震改修、省エネルギー改修又はバリアフリー改修等に係る費用を直接支援

直接補助：【補助率等】1/3（補助限度額：100万円/空家）※家賃低廉化助成はなし

- ◆ 地域住宅計画への位置づけなど、地方公共団体との連携が図られたものであること。

[主な要件] 管理等の要件：賃貸住宅としての管理期間を10年以上とすること、適切な管理が行われること
入居者について：改修工事後の最初の入居者は、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯及び低額所得者とし、以降もこれらのもの入居を拒まないこと
家賃について：家賃が一定水準以下であること

無料低額宿泊施設・ホームレス緊急一時宿泊事業について

無料低額宿泊施設について

- 無料低額宿泊所とは、生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所等を利用させる施設。
- 社会福祉法に定める第2種事業であり、事業を開始したときは、都道府県知事等への届出が必要。
- 施設数:488箇所、入所者数14,964人
- 1施設の平均入所者数 約31人

※ 平成22年6月末時点の数値

ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）について

【目的】 ホームレス等に対して、緊急一時的な宿泊場所を提供し、健康状態の悪化を防止する等により、その自立を支援する。

【利用期間中の主な処遇】

日常生活・健康

- ▷ 緊急一時的な宿泊場所を提供し健康状態の悪化を防止
- ▷ 保健所等との連携の下で健康診断等を必要に応じて実施

就労

- ▷ 就労意欲のある利用者に対して、ホームレス自立支援センターの利用を促すとともに、就労に関する情報を提供

その他

- ▷ 福祉サービスの提供が必要な利用者に対して、福祉事務所等において支援が受けられるよう助言・指導
- ▷ 利用期間は原則として3か月以内、利用料は原則として無料

【実施自治体等（24年2月現在）】

施設型シェルター

- ▷ **全国で2自治体、5施設、定員1,514人**

借り上げシェルター

- ▷ **全国で40自治体、63施設、定員652人**

生活保護の住宅扶助について

- 金銭給付を原則とし、民間賃貸住宅の家賃等を支給。
- 金銭給付によることが適当でない場合等は、現物給付として宿所提供施設(※)を利用させる方法で支給。

(※) 生活保護法に規定する保護施設の一類型であり、住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設。

- 住宅扶助の基準額については、地域ごとに上限額を定めている。

【具体例】 ※括弧内の金額は複数人世帯の場合の基準額

1級地－1(東京都区部): 53,700円(69,800円) ～3級地－2(八代市): 26,200円(34,100円)

- 支給世帯数

127万世帯(平成24年2月時点)

(参考：生活保護法(昭和25年法律第144号)抄)

(住宅扶助)

第十四条 住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 住居

二 補修その他住宅の維持のために必要なもの

(住宅扶助の方法)

第三十三条 住宅扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 住宅扶助のうち、住居の現物給付は、宿所提供施設を利用させ、又は宿所提供施設にこれを委託して行うものとする。

3・4 (略)

住宅手当制度について

(1)目的

離職により住まいを失った方等が安心して就職活動ができるよう、家賃に充てるための費用(住宅手当)を支給する。

(2)支給対象者

平成19年10月1日以降に離職した方(離職前に主たる生計維持者であった方等)であって、次のいずれかに該当する場合

- ①現在、住居がない方
- ②賃貸住宅に居住しているが、住居を失うおそれのある方

(3)支給要件

①収入要件

単身世帯	月収約13.8万円(※)未満
2人世帯	月収17.2万円以下
3人以上世帯	月収約24.2万円(※)未満

(※)上限額は、東京都区市、横浜市、川崎市の場合で、地域により異なる。

②資産要件

預貯金が単身世帯50万円、複数世帯100万円以下の方

③就職活動要件

- ・ 受給期間中、ハローワークでの職業相談(月1回以上)、地方自治体の住宅確保・就労支援員による面接(月2回以上)等の支援を受けること。
- ・ 原則週1回以上の求人先への応募等を実施すること。
- ・ 正当な理由なく「福祉から就労」支援事業への参加及び求職者支援制度による職業訓練の受講を拒む場合等は、支給を中止する。

(4)支給期間

最長6ヶ月間。ただし上記の就職活動要件を誠実に実施している方については、さらに3ヶ月間延長可能(=最長9ヶ月間)

(5)支給額

地域ごとに上限額を設定(生活保護の住宅扶助特別基準額に準拠)。

要件緩和により対象となる一定以上の収入がある方については、住宅手当支給額を収入に応じて調整する。

①単身世帯の支給額

	月収8.4万円以下	月収8.4万円を超える収入
東京都の1、2級地	53,700円を上限	住宅手当支給額 =家賃額-(月収-84,000円) ※家賃額は住宅手当基準額を上限 ※支給額は、100円未満を切上げ
大阪府の1、2級地	42,000円を上限	
富山県の3級地	21,300円を上限	

②複数世帯の支給額

	月収17.2万円以下	月収17.2万円を超える収入 (3人以上世帯のみ)
東京都の1、2級地	69,800円を上限	住宅手当支給額 =家賃額-(月収-172,000円) ※家賃額は住宅手当基準額を上限 ※支給額は、100円未満を切上げ
大阪府の1、2級地	55,000円を上限	
富山県の3級地	27,700円を上限	

(6)事業実施主体

都道府県、指定都市、中核市その他市区町村(町村は福祉事務所を設置している町村に限る)

(7)事業予算額

平成21年度第2次補正予算により約400億円を措置
※平成21年10月より事業開始
※平成24年度末まで継続実施

(8)その他

住宅手当受給者に対して住宅や就職の確保を支援する住宅確保・就労支援員を各自治体に配置。
(24年3月現在978名)